

四 半 期 報 告 書

(第89期第2四半期)

マックス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	8
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月13日
【四半期会計期間】	第89期 第2四半期 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
【会社名】	マックス株式会社
【英訳名】	MAX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒 沢 光 照
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
【電話番号】	東京(03)3669-0311(代表)
【事務連絡者氏名】	主幹執行役員経理部長 浅 見 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
【電話番号】	東京(03)3669-0311(代表)
【事務連絡者氏名】	主幹執行役員経理部長 浅 見 泰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第 2 四半期 連結累計期間	第89期 第 2 四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日	自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日	自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日
売上高 (百万円)	34,207	34,885	70,118
経常利益 (百万円)	3,720	3,913	7,253
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,605	2,858	5,064
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	2,894	2,331	4,978
純資産額 (百万円)	72,398	74,127	73,950
総資産額 (百万円)	96,861	97,323	98,174
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	52.89	58.44	102.91
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.6	76.1	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,668	4,030	7,814
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,754	△1,937	△6,384
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,179	△2,264	△2,824
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	23,465	21,733	22,190

回次	第88期 第 2 四半期 連結会計期間	第89期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年 7 月 1 日 至 2018年 9 月30日	自 2019年 7 月 1 日 至 2019年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	27.42	29.37

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当社グループの当第2四半期連結累計期間の売上高は348億8千5百万円で、前年同四半期と比べ6億7千7百万円(2.0%)の増収、営業利益は40億6千5百万円で、前年同四半期と比べ6億3千5百万円(18.5%)の増益、経常利益は39億1千3百万円で、前年同四半期と比べ1億9千2百万円(5.2%)の増益、親会社株主に帰属する四半期純利益は28億5千8百万円で、前年同四半期と比べ2億5千2百万円(9.7%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(a) オフィス機器事業

「国内オフィス事業」は、表示作成機「ビーポップ（Be pop）」の販売が、製造工場での安全表示の用途で導入が進み、増加しました。また、2020年4月に完全移行される食品表示法へ対応したラベルプリンタの販売も増加し、増収となりました。

「海外オフィス事業」は、表示作成機「ビーポップ」の販売が、英国子会社のライトハウス社の拡販により欧州市場で増加したものの、アジア市場において文具関連製品やチューブマーカー「レタツイン」の販売が減少し、事業全体で減収となりました。

「オートステープラ事業」は、消耗品の販売は前年同四半期水準となったものの、機械の販売が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は109億7千万円で、前年同四半期と比べ1億1千7百万円(1.1%)の減収、セグメント利益は25億1百万円で、前年同四半期と比べ5千6百万円(2.3%)の増益となりました。

(b) インダストリアル機器事業

「国内機工品事業」は、鉄筋結束機「ツインタイア」が土木市場などでの開拓が進んだことによりコンクリート構造物向け工具の販売が増加しました。また、コンプレッサなどの木造建築物向け工具の販売も増加し、増収となりました。

「海外機工品事業」は、鉄筋結束機「ツインタイア」の機能性が評価され、土木市場での導入や既存機種からの置き換えが進み、コンクリート構造物向け工具の販売が増加し、増収となりました。

「住環境機器事業」は、主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」の販売が戸建て住宅やマンション向けで伸長、また、リプレイス・点検のストック市場向けでも増加し、増収となりました。

この結果、売上高は225億1千6百万円で、前年同四半期と比べ8億2百万円(3.7%)の増収、セグメント利益は28億1千5百万円で、前年同四半期と比べ6億8百万円(27.6%)の増益となりました。

(c) HCR機器事業

「HCR機器事業」は、旧製品の販売終了と高単価車いすの販売が減少しましたが、前期後半より販売をスタートした新製品車いす「モダンシリーズ」の採用提案を進めたことにより、当第2四半期の売上高は回復基調となりました。

この結果、売上高は13億9千7百万円で、前年同四半期と比べ7百万円(0.6%)の減収、セグメント損失は1億3千2百万円で、前年同四半期と比べ2千1百万円の改善となりました。

②財政状態の分析

資産の部は、前連結会計年度末に比べ、8億5千1百万円減少し、973億2千3百万円となりました。流動資産については、有価証券が18億8百万円、受取手形及び売掛金が5億6千万円、現金及び預金が4億5千6百万円減少したことなどにより、30億9千1百万円減少しました。固定資産については、投資有価証券が18億5百万円、有形固定資産が3億5千8百万円増加したことなどにより、22億4千万円の増加となりました。

負債の部は、前連結会計年度末に比べ、10億2千7百万円減少し、231億9千6百万円となりました。流動負債については、買掛金が3億6百万円、賞与引当金が2億7千8百万円減少したことなどにより、7億5千9百万円減少しました。固定負債については、退職給付に係る負債が3億円減少したことなどにより、2億6千8百万円減少しました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ、1億7千6百万円増加し、741億2千7百万円となりました。株主資本は、配当金の支払21億5千1百万円がありましたが、親会社株主に帰属する四半期純利益が28億5千8百万円あったため7億5百万円の増加となりました。

その他の包括利益累計額については、為替換算調整勘定が4億1千4百万円減少したことなどにより、5億2千2百万円減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、現金及び現金同等物の増減額が4億5千6百万円減少したことにより、217億3千3百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、40億3千万円(前年同四半期は46億6千8百万円の増加)となりました。主な増加は税金等調整前四半期純利益が39億7千1百万円、減価償却費が12億2千万円、一方で主な減少は、法人税等の支払額が10億3千9百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、19億3千7百万円(前年同四半期は27億5千4百万円の減少)となりました。主な増加は、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入が30億7千7百万円、一方で主な減少は、有価証券及び投資有価証券の取得による支出が35億1千万円、有形固定資産の取得による支出が14億4千6百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、22億6千4百万円(前年同四半期は21億7千9百万円の減少)となりました。主な減少は、配当金の支払額が21億4千8百万円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針実現のための取組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記(2)に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業期に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人ひとりが事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスプレイ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決定し、同年6月26日開催の当社第88回定時株主総会において、本プランについてご承認をいただいております。

当社は、議決権割合が20%以上の大規模買付行為が行われる場合には、上記I.に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不

適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、その情報提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。しかし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。また本プランが適正に運用され、取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役などから構成される特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非等について特別委員会に諮問し、その勧告に原則として従います。

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。なお、有効期間満了前であっても当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の議案が承認された場合や当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合はその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの内容の詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

https://www.max-ltd.co.jp/topic_file/ir_201905131.pdf

Ⅲ. 本プランが、会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、
会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

（１）本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

（２）本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ.に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うこととしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15億3千8百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,983,000
計	145,983,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,141,426	49,141,426	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	49,141,426	49,141,426	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月30日	—	49,141,426	—	12,367	—	10,517

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2019年9月30日現在 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	4,284	8.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,762	7.69
マックス共栄会第一持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	3,753	7.67
マックス共栄会第二持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	3,187	6.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,643	5.41
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,344	4.79
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	2,114	4.32
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,708	3.49
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	1,588	3.25
マックス従業員持株会	東京都中央区日本橋箱崎町6-6	1,168	2.39
計	—	26,556	54.30

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 233,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,862,400	488,624	同上
単元未満株式	普通株式 45,126	—	同上
発行済株式総数	49,141,426	—	—
総株主の議決権	—	488,624	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マックス株式会社	東京都中央区日本橋箱崎 町6番6号	233,900	—	233,900	0.48
計	—	233,900	—	233,900	0.48

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,190	21,733
受取手形及び売掛金	14,394	13,834
有価証券	4,915	3,107
商品及び製品	6,095	5,954
仕掛品	782	927
原材料	1,097	985
その他	1,075	916
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	50,549	47,458
固定資産		
有形固定資産	19,188	19,546
無形固定資産	228	260
投資その他の資産		
投資有価証券	23,552	25,358
その他	4,662	4,705
貸倒引当金	△5	△5
投資その他の資産合計	28,208	30,058
固定資産合計	47,624	49,865
資産合計	98,174	97,323
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,713	3,407
短期借入金	1,850	1,850
未払法人税等	1,082	1,109
賞与引当金	1,753	1,474
役員賞与引当金	44	19
製品保証引当金	112	154
その他	3,723	3,504
流動負債合計	12,279	11,519
固定負債		
長期借入金	150	150
製品保証引当金	14	15
退職給付に係る負債	10,799	10,498
資産除去債務	29	30
その他	952	983
固定負債合計	11,945	11,676
負債合計	24,224	23,196

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,367	12,367
資本剰余金	10,517	10,517
利益剰余金	51,533	52,239
自己株式	△319	△319
株主資本合計	74,099	74,805
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,417	1,034
土地再評価差額金	△339	△339
為替換算調整勘定	△82	△496
退職給付に係る調整累計額	△1,253	△979
その他の包括利益累計額合計	△258	△781
非支配株主持分	109	102
純資産合計	73,950	74,127
負債純資産合計	98,174	97,323

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	34,207	34,885
売上原価	20,824	20,425
売上総利益	13,383	14,459
販売費及び一般管理費		
給料	2,827	2,838
賞与引当金繰入額	943	887
役員賞与引当金繰入額	20	19
退職給付費用	546	504
荷造及び発送費	1,122	1,155
販売促進費	651	830
減価償却費	313	412
その他	3,527	3,744
販売費及び一般管理費合計	9,953	10,394
営業利益	3,429	4,065
営業外収益		
受取利息	30	33
受取配当金	78	80
負ののれん償却額	3	—
為替差益	163	—
その他	57	47
営業外収益合計	333	160
営業外費用		
支払利息	19	19
租税公課	2	8
為替差損	—	261
その他	20	23
営業外費用合計	42	312
経常利益	3,720	3,913
特別利益		
固定資産売却益	—	0
投資有価証券売却益	—	118
特別利益合計	—	119
特別損失		
固定資産売却損	3	—
固定資産廃棄損	10	39
減損損失	—	21
特別損失合計	13	61
税金等調整前四半期純利益	3,707	3,971
法人税等	1,099	1,111
四半期純利益	2,607	2,859
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,605	2,858

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	2,607	2,859
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△49	△382
為替換算調整勘定	37	△420
退職給付に係る調整額	299	274
その他の包括利益合計	287	△528
四半期包括利益	2,894	2,331
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,893	2,335
非支配株主に係る四半期包括利益	1	△4

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,707	3,971
減価償却費	1,079	1,220
のれん償却額	70	—
負ののれん償却額	△3	—
減損損失	—	21
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△236	△277
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21	△24
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△0	43
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	126	93
受取利息及び受取配当金	△108	△113
支払利息	19	19
為替差損益 (△は益)	40	12
固定資産廃棄損	10	39
固定資産売却損益 (△は益)	3	△0
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△118
従業員預り金の増減額 (△は減少)	70	△79
売上債権の増減額 (△は増加)	927	391
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△305	△2
仕入債務の増減額 (△は減少)	△106	△102
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△16	75
その他の資産の増減額 (△は増加)	76	31
その他の負債の増減額 (△は減少)	162	△256
小計	5,495	4,945
利息及び配当金の受取額	158	150
利息の支払額	△19	△25
法人税等の支払額	△965	△1,039
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,668	4,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△3,952	△3,510
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,900	3,077
有形固定資産の取得による支出	△1,706	△1,446
有形固定資産の売却による収入	9	0
無形固定資産の取得による支出	△36	△78
貸付けによる支出	△1	△0
貸付金の回収による収入	32	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,754	△1,937
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△2,066	△2,148
非支配株主への配当金の支払額	△0	△1
リース債務の返済による支出	△111	△114
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,179	△2,264
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	△285
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△256	△456
現金及び現金同等物の期首残高	23,722	22,190
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 23,465	※ 21,733

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び輸出手形割引高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形割引高	609百万円	268百万円
輸出手形割引高	18	5

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	23,465百万円	21,733百万円
現金及び現金同等物	23,465百万円	21,733百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,069	42	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,151	44	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	HCR機器		
売上高					
外部顧客への売上高	11,087	21,713	1,405	—	34,207
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	11,087	21,713	1,405	—	34,207
セグメント利益又は損失(△)	2,445	2,206	△153	△1,069	3,429

(注) 1. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益の調整額△1,069百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,069百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	オフィス機器	インダストリアル機器	HCR機器		
売上高					
外部顧客への売上高	10,970	22,516	1,397	—	34,885
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	10,970	22,516	1,397	—	34,885
セグメント利益又は損失(△)	2,501	2,815	△132	△1,119	4,065

(注) 1. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益の調整額△1,119百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,119百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

営業所の移転の決定に伴い除却を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。また、当該減損損失は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては21百万円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	52円89銭	58円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,605	2,858
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,605	2,858
普通株式の期中平均株式数(株)	49,267,084	48,907,590

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月13日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑 紫 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月13日
【会社名】	マックス株式会社
【英訳名】	MAX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒 沢 光 照
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 黒沢光照は、当社の第89期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

